令和８年度 事業計画

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中、シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献するとともに、自らの生きがい、健康増進、仲間づくりなど、高齢期の豊かな生活を実現する場所として、重要な役割を果たしています。我々は、こうしたシルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）が担っている様々な役割や、センターに入会することで得られる効果などを積極的に発信し、事業に対する理解を広めていく必要があります。

他方で、企業で雇用する労働者に対して、７０歳までの就業機会確保のための法整備が進められている影響もあり、シルバー事業は、入会者数の伸び悩み、入会時の年齢上昇による会員の高齢化、会員と仕事のミスマッチなどの課題に直面しています。

運営面においては、令和５年１０月に施行された「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）」への対応や、令和６年１１月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」の順守、同法の趣旨を踏まえて厚生労働省から方針が示されている「新たな契約方法」への移行など課題が山積しています。

シルバー事業を取り巻く環境が変化している中で、組織発展のためには、これまでのイメージを打破し、新たな層の会員、新たな職種などを積極的に取り込み、会員や発注者の多様なニーズに応えていくことが不可欠です。その一方で、就業以外でもセンターの会員でいることにメリットや喜びを感じられる環境の整備も重要となっています。

また、センターが地域からの信頼を獲得し、より存在感を発揮するためには、法令の遵守は言うまでもなく、社会課題の解決に貢献していることを目に見える形で示していく必要があります。加えて、安全な就業はシルバー事業の根幹であり、事故の防止は何よりも優先すべき課題となっています。

さらに、国や地方公共団体も財政難に直面している中、シルバー事業も過度に補助金に依存しない運営を可能とする体質への改善を進める必要があります。

これらのシルバー事業を取り巻く環境の変化を踏まえながら、センターが地域の期待に応え、一層の存在感を発揮していくため、本計画に掲げる取り組みを推進していきます。

Ⅰ．事業の基本方針

１．普及啓発事業の推進
２．就業開拓提供事業の推進
３．独自事業の推進
４．労働者派遣事業の推進
５．有料職業紹介事業の実施
６．安全・適正就業事業の推進
７．講習会・研修会事業の実施
８．調査研究事業の実施
９．相談事業の実施
１０．法人管理事業の推進

Ⅱ．事業の実施計画

１．普及啓発事業の推進

シルバー事業が市民に正しく理解され、一層の支援と協力が得られるように、普及啓発事業を推進します。

（１） Web を活用した入会案内及び入会申込の促進を図ります。
（２） 入会者に対する速やかな入会承認を行うとともに、入会者の希望や個性をより理解することにより、就業機会の早期提供に努めます。
（３） 派遣事業の拡大及び高齢者活躍人材確保育成事業の活用による新規会員の確保に努めます。
（４） 未就業会員への就業相談及び就業促進の強化により、退会抑制に取り組みます。
（５） 会員作品展などの啓発イベントを実施します。
（６） 女性会員拡大の為､同好会などによるイベントを実施し､会員同士の交流を図ります。また、女性会員が活躍できる機会の確保に努めます。
（７） 入会の促進及び広い情報公開の為のホームページ運用を行います。また、高年齢者に分かりやすい内容に刷新し、普及啓発に活用します。
（８） デジタル活用が不得手な高年齢者への周知方法として、ポスターの掲示やパンフレットの配布を行います。
（９） 市広報誌への記事掲載や各報道機関への情報提供を行うことにより、センターの PR や情報発信を行います。また、１０月の「全国シルバー人材センター普及啓発促進月間」に合わせた普及啓発活動を行います。
（10） 北摂５市３町のシルバー人材センターが共同開催する「北部ブロック合同フェスティバル」（令和８年度は摂津市で開催予定）を通じ、広域的な普及啓発を図ります。
（11） 池田市をはじめハローワークなどの関係機関との連携を強化し、会員拡大と新たな就業機会の確保につなげます。

(12) 池田市や池田市議会に対して、会員が就業のみならず社会保障（医療費、介護保険料）の面で地域に貢献している事実を理解していただき、センターへの更なる支援を要望します。
(13) 新規入会の促進及び会員であることの付加価値向上のため、フレンドリーショップの拡大を目指します。
(14) SNS を活用した情報提供について検討します。

２．就業開拓提供事業の推進

高年齢者にふさわしい臨時的かつ短期的な仕事の開拓を行います。また、会員の希望に沿った仕事を受託できるよう就業開拓事業を推進します。

（１） 会員の就業希望に応えるため、より実態に即した就業機会の確保に努め、高年齢者が働く裾野を広げる営業活動を行います。
（２） 会員のもつ技能・資格などの状況や希望職種を把握し、就業機会の確保に努めるとともに、発注者からの依頼職種と会員の希望職種とのアンマッチの解消を図ります。
（３） 仕事の質を保つことを前提に、できるだけ多くの会員に公平な就業機会を提供できるよう、グループ就業やローテーション就業を推進します。
（４） 未就業会員への就業機会の提供に努めるとともに、ひとりずつの会員について、より一層理解することにより、就業率の向上を目指します。
（５） 会員と発注者のニーズに応えられるよう、労働者派遣事業や有料職業紹介事業などの適正な就業を推進します。
（６） Web を活用した受注の拡大を図ります。
（７） 就業体制の見直しを図り、未就業の高齢会員に対する就業機会の確保に努めます。

３．独自事業の推進

就業機会の拡大と地域のニーズに応えるため、創意工夫により企画した独自事業の実施を検討します。

（１） 地域ニーズ把握のための調査と分析を行い、新たな事業について検討を行います。
（２） 池田市からの受注拡大を視野に入れ、センターの特性を生かした事業の提案などを行います。
（３） 「空き家管理事業」について、事業の見直しを行いながら、継続して実施します。
（４） 育児、介護分野における就業機会の拡充について、池田市社会福祉協議会や他団体と連携を図りながら、実施に向けた取り組みを進めます。

４．労働者派遣事業の推進

雇用による就業機会の確保のため、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会を派遣元とした労働者派遣事業を推進します。

（１） 現役世代の下支えと人材不足分野への参入及び雇用による就業機会の確保、ならびに発注者の多様なニーズに応えるために、労働者派遣事業を推進します。

（2） 地域の実情に応じ、雇用による就業を希望する会員のニーズを充足するため、求人ニーズとのマッチングを促進します。
（3） 高齢法第３９条に基づく業務拡大について、派遣先と派遣会員の要望を調査し、派遣元である公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会と協議を行います。
（4） 発注者から指揮命令を受ける業務については、請負から労働者派遣事業に切り替えを図るなど、適正な就業を推進します。
（5） 派遣労働会員に対する雇用に関する知識を付与する機会の確保、キャリアアップを図る機会を確保し、適正な就業を推進します。
（6） 「労働者派遣法」に基づき、派遣労働者の同一労働同一賃金制度に対応し、派遣先に雇用される通常の労働者と派遣会員との間に不合理な待遇の差が生じないよう、状況把握に努めます。

５．有料職業紹介事業の実施

臨時的かつ短期的、またはその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する地域の高年齢者に対して、ハローワークなどの関係機関との連携を図り、適正かつ適切な職業紹介を行います。

６．安全・適正就業事業の推進

就業中や就業途上における事故の防止を図るため、適切かつ継続的な対策を積極的に推進します。また、関係法令等を遵守し、就業形態の適正化を図ります。
（1） 事故の撲滅と健康の確保を図るために、危険または有害な作業については受託しないよう徹底します。
（2） 安全・適正就業委員会を開催し、事故発生時の状況、原因の分析などを行い、再発防止策を講じます。
（3） 就業状況を把握し、事故防止を図るため、安全パトロールを実施します。
（4） 就業会員が自転車を利用する際のヘルメットの着用を推進します。
（5） 自動車事故等の防止のために、交通安全講習会を実施します。
（6） 健康管理及び健康確保に関する情報提供を行うことにより、フレイル予防も含め、会員の健康確保に努めます。
（7） 安全就業に関する規程の整備を行います。
（8） 受注時における就業内容や就業現場の状況の確認により、事故防止に努めます。
（9） 自主点検表の活用による適正化に取り組むとともに、ローテーション就業やグループ就業の推進を図ります。
(10) 指揮命令及び混在就業の有無など、受託事業としての適否を点検し、必要に応じて就業形態を労働者派遣事業や有料職業紹介事業へ切り替えるなどの措置を取ります。
(11) 就業機会の公平化を図るため、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に基づき、就業日数及び就業時間数の適正化を図ります。

７．講習会・研修会事業の実施

高年齢者の就業に必要な知識及び技能の習得と技術の向上を図るため、関係機関と連携し、講習会等を実施します。

（１） 就業に必要な技能や知識の向上と後継者の育成を図るため、植木剪定などの技能研修会を実施します。また会員としての基礎知識の習得を目的とした講習会を開催し、発注者に信頼される質の高いサービスの提供に努めます。

（２） 公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会と連携し、高齢者活躍人材確保育成事業として、府民対象の講習会を活用し、就業機会の確保と会員拡大を図ります。

（３） デジタル活用を推進するため、スマホ講座などを開催し、会員のデジタル・ディバイドの解消を図ります。

（４） 市民に発信できるような講習会・研修会の開催を検討し、会員の確保や潜在的なニーズの発掘に取り組みます。

（５） 講習会・研修会の受講者へのアンケートを実施することにより、さらなる内容の充実を図ります。

８．調査研究事業の実施

会員及び就業機会の拡大を図るために、必要な調査研究を行います。

（１） 上部団体や関係機関などが行う各種会議及び研修会に参加します。

（２） 近隣センターや先進センターとの情報交換を積極的に行います。

（３） 未就業会員に対して、定期的に状況の把握を行います。

９．相談事業の実施

高年齢者の社会参加を促進するため、入会説明会をはじめ、就業などに関する相談の機会を設けます。

（１） 入会説明会の実施方法や回数について、見直しと検討を行います。

（２） 新入会員に対して、「自主・自立、共働・共助」の基本理念の浸透と、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の周知を行います。

（３） 他団体主催のイベントや地域のイベントに参加し、市民に対して、就業相談の機会を設けます。

（４） 未就業会員に対する相談を随時行い、就業率の向上を図るとともに、退会抑制に努めます。

１０．法人管理事業の推進

法人としての事業運営を推進するとともに、事務局の機能強化を目指します。

（１） シルバー人材センターの基本理念に基づき、健全な運営と発展を図るため、必要な会議などを適宜開催します。

①定時総会　②理事会　③各種委員会　④監査

（２） 上部団体や関係機関との情報交換及び連携強化に努めます。

（３） 関係法令を遵守するとともに、規程などについての整備を行います。

（４） 国庫補助金及び池田市補助金の継続確保に努めるとともに、事務費、派遣手数料、年会費などについて検討を行います。
（５） フリーランス法の趣旨に沿った事業運営を行うため、新たな契約方法への移行について準備を進めます。
（６） 会員の利便性向上のため、会員クラウドサービスの機能の充実を図ります。
（７） 会員同士が助け合うとともに、ハラスメントを許さない風通しのよい環境の実現を目指します。
（８） 活動拠点となる施設について、効率的な運用を行います。
（９） 事業を効果的に実施するため、また職員の役割分担を明確にするために事務局組織及び事務分掌の見直しを随時行います。
(10) シルバー事業に求められる人材の育成を図るため、連合やブロック、拠点間での研修の機会を確保し、資質の向上を目指します。
(11) 職員のモチベーションを維持、向上させるため、それぞれの職責や能力に見合うような処遇改善を図ります。
(12) センターにおける課題について、事務局職員が共通認識を持って取り組むとともに、会員との連携の強化に努めます。
(13) 事務局職員間における情報の共有及び意思疎通の向上を図ります。
(14) デジタル化の推進にともなう経費削減として、会報や郵送物など、これまでの周知方法や組織体制について検討を行います。
(15) 公益法人制度改革を踏まえ、これらを活用した効率的かつ効果的な事業活動を検討します。
(16) 業務の実施方法などの見直しを行い、経費の削減による自主財源の確保に努めます。